

令和3年9月8日

厚生労働省

保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



感染症対策に係る診療報酬の特例措置の延長に関する要望書

現在、新型コロナウイルスの感染拡大は第5波が到来し、これまでで最大の感染者、重症患者が発生しています。各地で病床が逼迫し、在宅療養者の増加や一般の医療にも多大な影響が生じています。

現在広がっているのは、感染力が非常に強いデルタ株であり、小児への対応も含め、医療現場ではこれまで以上に感染防止対策に注力しなければなりません。多くの医療従事者は既に2回のワクチン接種を済ませていますが、それにもかかわらず感染するブレイクスルー感染の発生が報告されています。医療現場でのクラスター発生は何としても防がなくてはなりません。

新型コロナウイルス感染患者に直接対応している医療機関はもとより、そうでない医療機関であっても、10月以降も手厚い感染防止対策の継続、強化が必要な状況です。

そのため、令和3年9月末までの期間となっている感染症対策に係る診療報酬の特例措置について、更なる期間の延長をしていただきたく、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

令和3年9月末で終了となる感染症対策に係る
診療報酬の特例措置の期間延長